

第5回 栗原市総合計画審議会

日時：令和8年8月20日（木）

午後1時30分から

場所：栗原市役所2階 205・206 会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 案 件

・第3次栗原市総合計画基本構想（案）について

（資料1，資料2）

4 その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

栗原市総合計画審議会委員名簿

任期 令和7年1月24日から

令和9年1月23日まで

	氏 名	住 所	職 名 等	条例 区分	備 考
1	西野 晃司	栗原市築館	東北職業能力開発大学校 建築施工システム技術科 職業能力開発教授	1号	会長
2	中田 千彦	黒川郡大和町	宮城大学事業構想学群 教授		
3	吉田 浩	仙台市青葉区	東北大学大学院経済学研究科 高齢経済社会研究センター長 教授（加齢経済）		
4	高橋 文彦	栗原市一迫	栗原市農業委員会委員	2号	
5	黒澤 恵里	栗原市高清水	栗原市教育委員会委員		
6	千葉 圭	栗原市築館	築館地区金融団当番推薦	3号	副会長
7	大川 道子	栗原市志波姫	栗原市社会福祉協議会		
8	三浦 淳子	栗原市築館	栗原市保健推進員		
9	狩野 周一	栗原市花山	栗駒高原森林組合代表理事組合長		
10	三浦 直子	栗原市栗駒	くりはら北商工会女性部長		
11	狩野 良太	栗原市築館	栗原市PTA連合会会長		
12	柴山 均	栗原市若柳	新みやぎ農業協同組合 地区筆頭理事（栗っこ地区）		
13	鈴木 好	栗原市若柳	栗原市民生委員児童委員協議会 若柳地区会長		
14	千葉 節朗	栗原市若柳	栗原市企業連絡協議会会長		
15	高橋 寛	栗原市鶯沢	一般社団法人栗原市観光物産協会会長		
16	小野寺 美葉	栗原市志波姫	一般社団法人栗原青年会議所		
17	中條 久美子	栗原市築館	築館地区代表	4号	
18	伊藤 直美	栗原市若柳	若柳地区代表		
19	狩野 常幸	栗原市栗駒	栗駒地区代表		
20	佐々木 篤志	栗原市高清水	高清水地区代表		
21	三浦 華子	栗原市一迫	一迫地区代表		
22	高橋 史仁	栗原市瀬峰	瀬峰地区代表		
23	蘇武 由香利	栗原市鶯沢	鶯沢地区代表		
24	松好 隆美	栗原市金成	金成地区代表		
25	星 光	栗原市志波姫	志波姫地区代表		
26	中條 友紀	栗原市花山	花山地区代表		

※総合計画審議会条例

第2条第2項第1号 知識経験のある者

第2条第2項第2号 行政委員会の委員

第2条第2項第3号 公共的団体の役員又は職員

第2条第2項第4号 その他市長が適当と認める者

第3次栗原市総合計画基本構想（案）と第2次栗原市総合計画基本構想の比較表

第3次総合計画基本構想（案）	第2次総合計画基本構想
<u>第3次栗原市総合計画 基本構想(案)</u> <u>(令和9年度～令和18年度)</u>	第2次栗原市総合計画 基本構想 (平成29年度～令和8年度)

計画策定の指針

(1) 計画策定の意義

本市では、平成29年度（2017年度）から第2次栗原市総合計画をスタートし、令和8年度（2026年度）を目標年次として、市政運営の理念として掲げた「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向かって、着実に歩みを進めてきました。

この間、自然災害の激甚化、人々の生活様式の変化等、社会・経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や長引く物価高騰、自治体DXの推進などへの迅速な対応が求められるなど、課題が多様化・複雑化してきました。

こうした大きな時代の転換期において、本市は、市民の皆様と共に歩んでいくための新たな指針として、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までを計画期間とする「第3次栗原市総合計画」を策定します。

私たちは、豊かな自然と伝統を守りながら、新しい時代の風を柔軟に取り入れ、次世代に希望ある栗原をつなぐための確かな一歩を、ここから踏み出します。

(2) 計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民や団体などのまちづくり活動に対する指針となることから、次のように位置付けられます。

①まちづくりの最上位計画

総合計画は、栗原市過疎地域持続的発展計画、栗原市国土利用計画、その他各種個別計画の指針となり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画とします。したがって、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について、総合計画を基本とします。

②計画的・効率的行政運営

総合計画は、まちづくりの総合分野を包括するものであり、長期的展望に立った計画的、効率的行政運営の指針を示す計画とします。

人口減少や厳しい経済情勢の中、より効率的な行政運営が求められており、施設などハード面のみならず、実施する事業や施設の運営方法などソフト面についても十分考慮した計画とします。

③市民・民間活動との連携

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、総合計画は行政運営のみならず、市民や団体など民間活動の指針として、まちづくりへの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援などを行う計画とします。

④特色ある栗原市の取り組み

少子高齢化、人口流出対策として、子育て支援策や地方創生の取り組みなど、市民が“栗原市を誇れるまちづくり”に努める計画とします。

⑤地方創生の位置付け

総合計画は、人口減少社会における市政運営の基本的な指針であり、引き続き地方創生の取り組みと一体的に推進していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「地方創生法」という。）第10条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けます。なお、本市の地方創生の理念や取組方針は、基本計画の重点に位置付けます。

計画策定の指針

(1) 計画策定の意義

本市では、平成29年（2017年）度から令和8年（2026年）度を計画期間とする「第2次栗原市総合計画」に基づき、市政運営の基本理念に掲げた『市民が創る くらしたい栗原』の実現に向け、着実にその歩みを進めてきました。

令和3年（2021年）度で第2次総合計画の策定から5年が経過し、10年間の計画期間の折り返しを迎えることから、今後5年間のまちづくりの指針として、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

策定にあたっては、急速な少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢の大きな変化に対応しつつ、SDGs（※注1）やSociety5.0（※注2）といった新たな視点を採り入れ、かつ、地方創生の取り組みを引き続き総合計画と一体的に推進していくために「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念を統合した上で行います。

(2) 計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民や団体などのまちづくり活動に対する指針となることから、次のように位置付けられます。

①まちづくりの最上位計画

総合計画は、栗原市過疎地域持続的発展計画、栗原市国土利用計画、その他各種個別計画の指針となり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画とします。したがって、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について、総合計画を基本とします。

②計画的・効率的行政運営

総合計画は、まちづくりの総合分野を包括するものであり、長期的展望に立った計画的、効率的行政運営の指針を示す計画とします。

市民ニーズが多様化する中で、より効率的な行政運営が求められており、施設などハード面のみならず、実施する事業や施設の運営方法などソフト面についても十分考慮した計画とします。

③市民・民間活動との連携

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、総合計画は行政運営のみならず、市民や団体など民間活動の指針として、まちづくりへの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援などを行う計画とします。

④栗原市の個性

少子高齢化、人口減少の進行により、地方創生の取り組みなど、地方自治体の主体性や独自性が問われており、市民が“栗原市を誇れるまちづくり”に努める計画とします。

⑤地方創生の位置付け

総合計画は、人口減少社会における市政運営の基本的な指針であり、引き続き地方創生の取り組みと一体的に推進していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「地方創生法」という。）第10条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けます。なお、本市の地方創生の理念や取組方針は、基本計画の重点に位置付けます。

1 序論

①策定趣旨

◆市民の知恵と力を結集し、将来につながる夢を描きます

栗原市は、平成17年（2005年）4月1日に誕生しました。

平成19年（2007年）3月に新しいまちづくりの指針となる『栗原市総合計画』（計画期間：平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度））、さらに、平成29年（2017年）2月には『第2次栗原市総合計画』（計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））を策定し、魅力ある栗原市を目指して、市独自の各種施策に取り組んできました。

この間に、「平成20年岩手・宮城内陸地震」、「東日本大震災」をはじめとするたび重なる大規模自然災害に見舞われながらも、市民と行政、そして関係機関が一丸となって乗り越え、さらなる発展に向かって歩みを進めてきました。

市がさらに発展し存続していくためには、栗原市の将来を見据え、市民が知恵と力を結集し、主体となって地域づくりに取り組むことが重要です。

第3次総合計画は、市民の自主的な活動を行政が的確に支援するこれまでの取り組みを継承し、将来につながる夢を描きます。

◆社会変動に揺るがない安定した市民生活の持続を目指します

我が国は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入し、さらに、首都圏と地方の格差が拡大する中、公共施設や社会基盤の老朽化、多発する大規模な自然災害への対策など、かつてない社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に適応していく重要性が高まっています。

こうした中で、栗原市が、将来にわたって持続可能な都市となるためには、これまで築き上げてきた行財政基盤をさらに強化し、市民との密接な協働によるまちづくりの取り組みを、今後も継続的に推進していくことで、多様な世代の市民が互いにつながりながら、大切な自然環境と共生し安定した暮らしを続けられるまちづくりを進めることが必要です。

◆恵まれた自然環境を生かして、都市等からの移住・定住を促進しながら、すべての市民の、生活の質的向上を目指します

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、リモートワークの普及などを背景として地方移住への関心が高まりましたが、感染の収束とともに、若い世代の都市部への流出が再び加速する傾向がみられます。こうした中、国は「地方創生2.0基本構想」において、①「強い」経済、②「豊かな」生活環境、③「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指しています。

このような状況を踏まえ、栗原市が地方定住を志向する人々に選ばれるよう、豊かな自然環境を生かし、子どもから高齢者まで、すべての市民が充実した人生をおくることができる生活環境のもと、市民生活の「質」を高めるまちづくりを目指します。

これら3つの視点のもと、第3次総合計画を策定します。

1 序論

①策定趣旨

◆市民の知恵と力を結集し、将来につながる夢を描きます

栗原市は、平成17年（2005年）4月1日に誕生しました。

平成19年（2007年）3月に新しいまちづくりの指針となる『栗原市総合計画』（計画期間：平成19年（2007年）度～平成28年（2016年）度）、さらに、平成29年（2017年）2月には『第2次栗原市総合計画』（計画期間：平成29年（2017年）度～令和8年（2026年）度）を策定し、魅力ある栗原市を目指して、市独自の各種施策に取り組んできました。

この間に、「平成20年岩手・宮城内陸地震」、「東日本大震災」、「平成27年9月関東・東北豪雨」と、未曾有の大規模自然災害に見舞われながらも、市民と行政、そして関係機関が一丸となって乗り越え、さらなる発展に向かって歩みを進めてきました。

市がさらに発展し存続していくためには、栗原市の将来を見据え、市民が知恵と力を結集し、主体となって地域づくりに取り組むことが重要です。

第2次栗原市総合計画後期基本計画は、市民の自主的な活動を行政が的確に支援するこれまでの取り組みを継承し、将来につながる夢を描きます。

◆社会変動に揺るがない安定した市民生活の持続を目指します

わが国は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入し、さらに、首都圏と地方の格差が拡大する中、公共施設や社会基盤の老朽化、多発する大規模な自然災害への対策など、これまでに経験したことがない社会状況に対応する必要性が高まっています。

こうした中で、栗原市が、将来にわたって持続可能な都市となるためには、これまで築き上げてきた行財政基盤をさらに強化し、市民との密接な協働によるまちづくりの取り組みを、今後も継続して推進していくことが必要です。

◆恵まれた自然環境を生かして、都市等からの移住・定住を促進しながら、すべての市民の、生活の質的向上を目指します

地方から都市への人口流出が続いている状況の中、都市住民の中で、若者を中心に新たな生活スタイルを求める「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした豊かな自然に恵まれた農村部への定住志向の高まり、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした地方移住への関心の高まりがみられます。

栗原市は、豊かな自然環境を生かし、新たな居住環境として栗原市を選択した人々を受け入れながら、子どもから高齢者まで、すべての市民が充実した人生をおくることができる生活環境の実現と、市民生活の「質」を高めるまちづくりを目指す指針として、第2次栗原市総合計画後期基本計画を策定します。

②計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。
それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

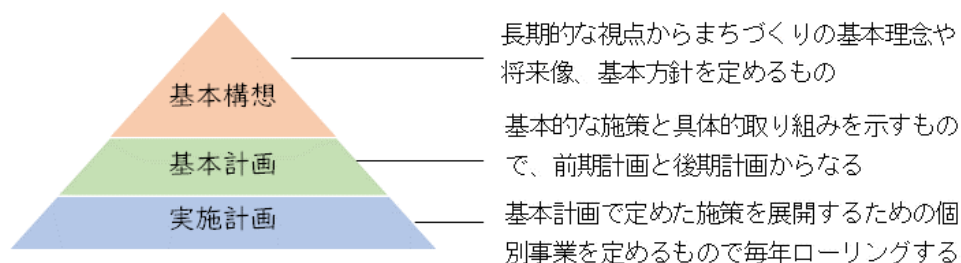
長期的な視点から、まちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像を実現するための基本方針を定めるもので、令和9年度（2027年度）を始期とし、令和18年度（2036年度）を目標年次とします。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を定める計画とし、施策ごとの取り組みを具体的に示すもので、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年を前期基本計画、令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）までの5年を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を展開するための個別の具体的事業を定めるもので、計画期間は社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、各年度の予算編成と連動した2年間とし、毎年度ローリング方式による見直しを行います。



年度	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	2年間 毎年ローリング					2年間 毎年ローリング				
	2年間					2年間				
	2年間					2年間				
	2年間					2年間				
	最終年は1年間					最終年は1年間				

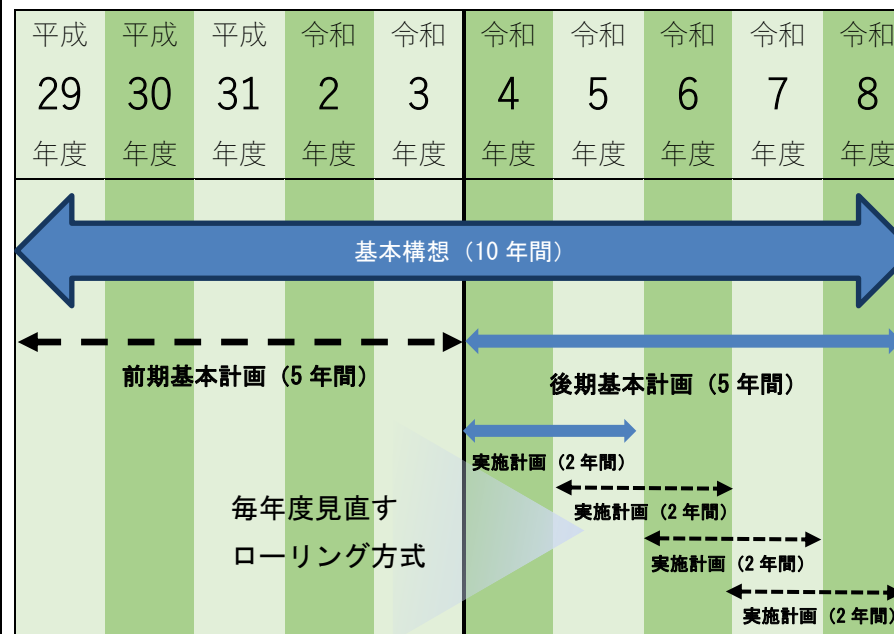
②計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成します。

計画の期間は、基本構想の計画期間を10年間、平成29年（2017年）度から令和8年（2026年）度までとし、基本計画は施策体系を示す計画として、前期計画を平成29年（2017年）度から令和3年（2021年）度までの5年間、後期計画を令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画に基づき、社会経済情勢の変化を見極めながら、各年度の予算編成と連動して計画する2年間の計画となり、毎年度見直しを行います。

計画期間内においては、柔軟かつ効率的に事業展開ができるよう、適切な計画の進行管理を行います。



③人口の将来予測

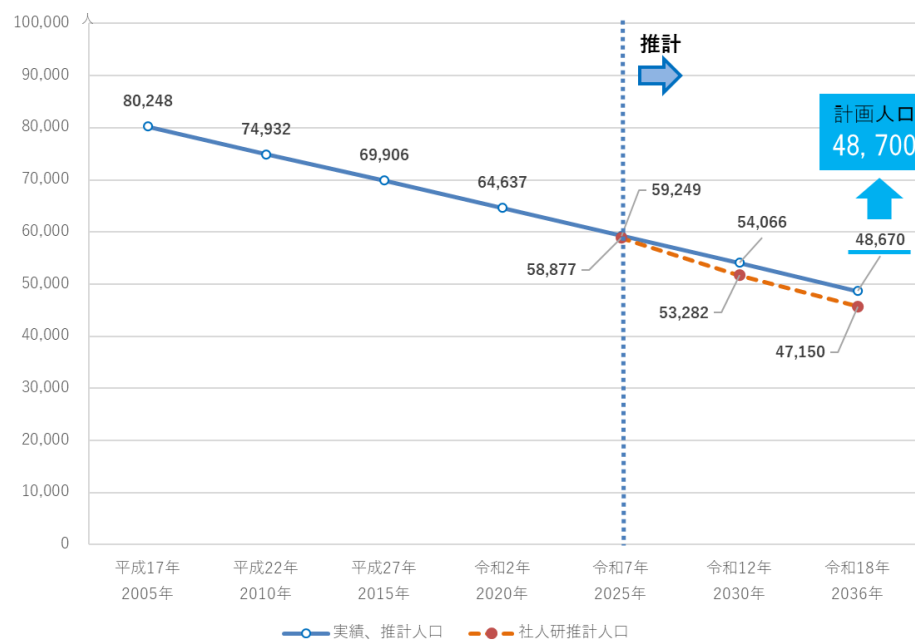
令和18年（2036年）における栗原市の計画人口 → 48,700人

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（令和6年（2024年）6月）によると、栗原市の総人口は、令和7年（2025年）には58,877人、令和12年（2030年）には53,282人、令和32年（2050年）には33,930人になると見込まれ、今後25年間で4割程度減少するとされています。

第3次総合計画の策定に当たり、現行人口ビジョンの時点更新を踏まえた将来推計人口の検証を行いました。本市では、人口減少社会の中にあっても、移住・定住促進施策などの取り組みにより社会減が緩やかとなり、その結果、令和7年（2025年）9月末の住民基本台帳人口は、第2次総合計画後期計画策定時の社人研推計を899人上回る水準となっております。

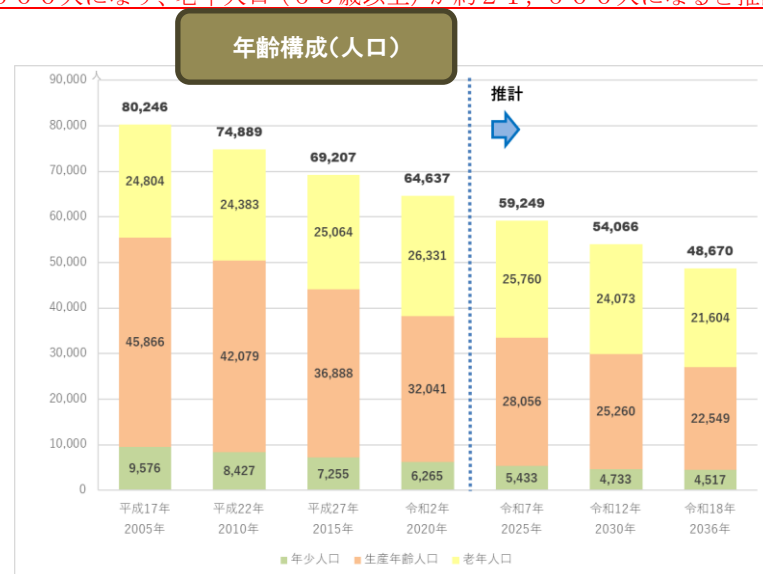
社人研の推計手法による令和18年（2036年）の推計人口は47,150人ですが、第3次総合計画の計画期間においては、引続き、子育て支援の充実、雇用機会の創出など若年層の移住・定住促進施策の取り組みを積極的に推進しながら、くりこま高原駅前などのまちづくりによる住環境の整備を見込み、令和18年（2036年）の推計人口を48,670人と見込み、計画人口としては48,700人と設定します。

総人口の推移と計画人口



■年齢構成

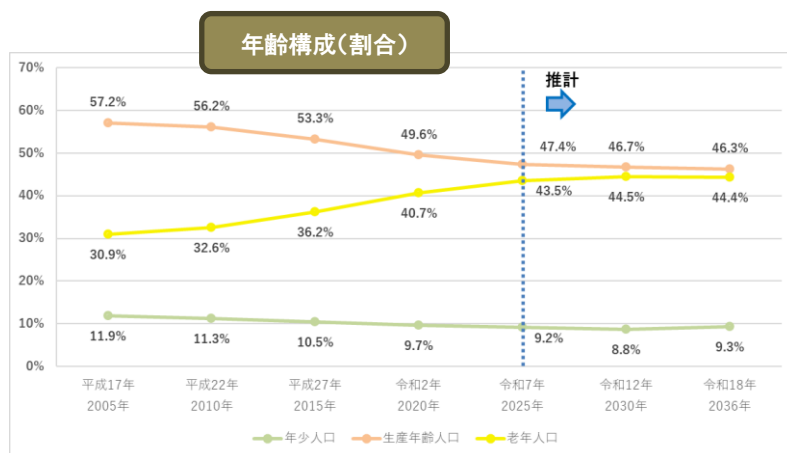
令和18年（2036年）における栗原市の計画人口を48,700人と設定すると、その年齢構成は、年少人口（15歳未満）が約4,500人に、生産年齢人口（15～64歳）は約22,600人になり、老年人口（65歳以上）が約21,600人になると推測されます。



注) 人口において、平成17年（2005年）には2人、平成22年（2010年）には43人、平成27年（2015年）には699人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

各年齢区分別人口の総人口に対する割合の推移をみると、生産年齢人口と年少人口の割合が減少していく一方、老年人口割合が増加する傾向が顕著となります。

栗原市の高齢化率は、令和18年（2036年）には44.4%になることが推測されます。



④持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年(2015年)9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、令和12年(2030年)を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール(目標)とそれを実現するための169のターゲット(具体目標)から構成される「世界共通の目標」です。

第3次総合計画に掲げる市政運営の基本理念「市民が創る くらしたい栗原」は、SDGsの考え方と合致していることから、本計画にSDGsの多様な目標を採り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取り組みを市民と共に推進します。



- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

③持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年(2015年)9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、令和12年(2030年)を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール(目標)とそれを実現するための169のターゲット(具体目標)から構成される「世界共通の目標」です。



- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

資料編に、別掲載とします

第2次栗原市総合計画に掲げる市政運営の基本理念「市民が創る くらしたい栗原」は、SDGsの考え方と合致していることから、後期基本計画にSDGsの多様な目標を採り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取り組みを市民と共に推進します。

各施策と17のゴールとの関連性

将来像	基本方針	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	全ての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和を公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
I	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	
II	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	
III	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	
IV	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	
V	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	
VI	1	①																	
		②																	
		③																	
	2	①																	
		②																	
		③																	

本頁削除とします

④新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（２０１９年）１２月に発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、本市においても令和２年（２０２０年）１月に対策本部を設置して、県や関係機関と連携しながら蔓延防止対策に取り組んできましたが、今後の推移は依然として不透明な状況にあります。

外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷や観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や宿泊業をはじめとして地域経済に大きな影響が生じており、長期的な視点に立った経済対策や雇用対策が必要となっているほか、市民生活においては、『３密』（密集・密接・密閉）の回避や手洗いの徹底、人との距離の確保などの「新しい生活様式」の実践が求められています。

そうしたことから、後期基本計画の施策の推進に当たっては、感染症への対応と経済活性化の両立の視点を採り入れ、新しい生活様式を実践しながら、あらゆる場面において感染症への対策を常に意識し、社会情勢や市民及び事業者等のニーズに応じた取り組みを進めてまいります。

新しい生活様式



5 ページに掲載

⑤人口の将来予測

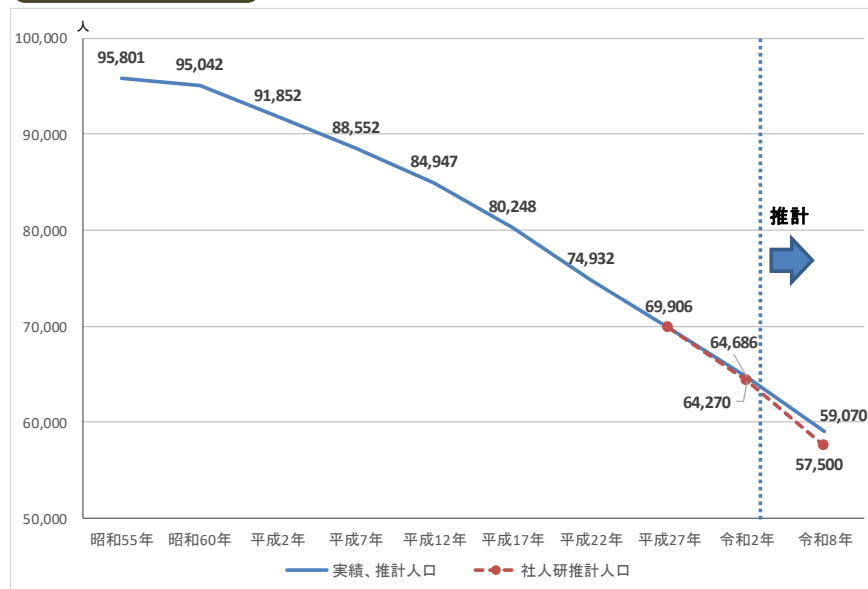
令和8年（2026年）における栗原市の計画人口 → 59,100人

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（平成30年（2018年）3月）によると、栗原市の総人口は、平成27年（2015年）の69,906人が、令和2年（2020年）には64,270人、令和7年（2025年）には58,577人、令和27年（2045年）には37,496人になると見込まれ、30年間で4割以上減少するとされています。なお、令和2年（2020年）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査の速報値によると64,686人となっています。

栗原市では、平成28年（2016年）2月に、「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に合わせて「人口ビジョン」をつくりましたが、この度、第2次栗原市総合計画後期基本計画の策定にあたって、将来推計人口の検証を行いました。（推計結果は、資料編「人口ビジョン」参照。）

社人研の推計手法による令和8年（2026年）の推計人口は57,500人ですが、第2次栗原市総合計画の計画期間においては、子育て・教育環境の充実、雇用機会の創出など若年層の移住・定住促進施策を積極的に実施し効果を上げることによって、令和8年（2026年）の推計人口を59,070人と見込み、計画人口としては前期基本計画と変わらず、59,100人と設定します。

総人口の推移



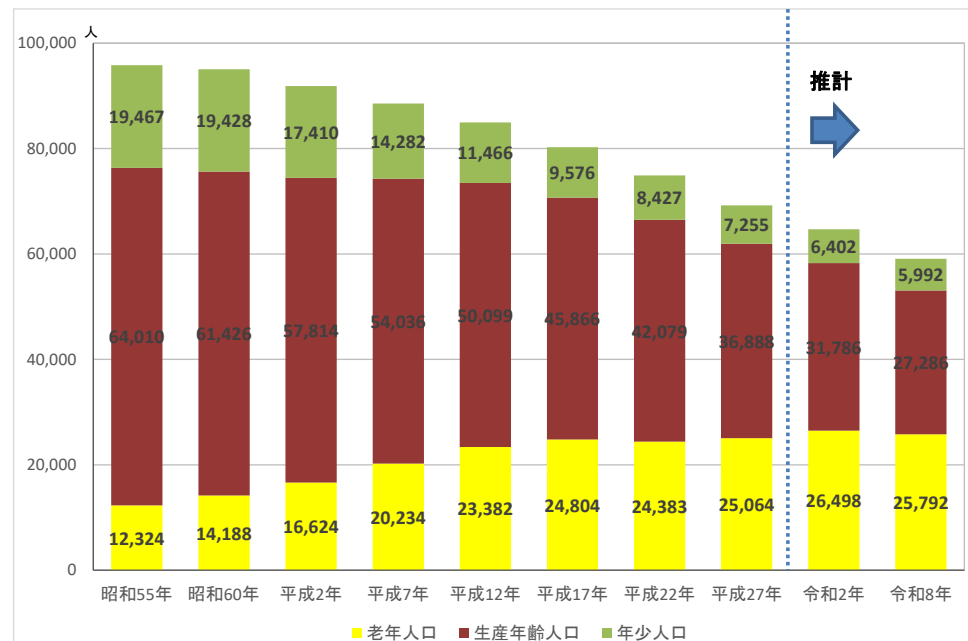
注）令和2年（2020年）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値です。

6 ページに掲載

■年齢構成

令和8年（2026年）における栗原市の計画人口を59,100人と設定すると、その年齢構成は、年少人口（15歳未満）が約5,990人に、生産年齢人口（15～64歳）は約27,290人になり、老年人口（65歳以上）が約25,790人になると推測されます。

年齢構成(人口)



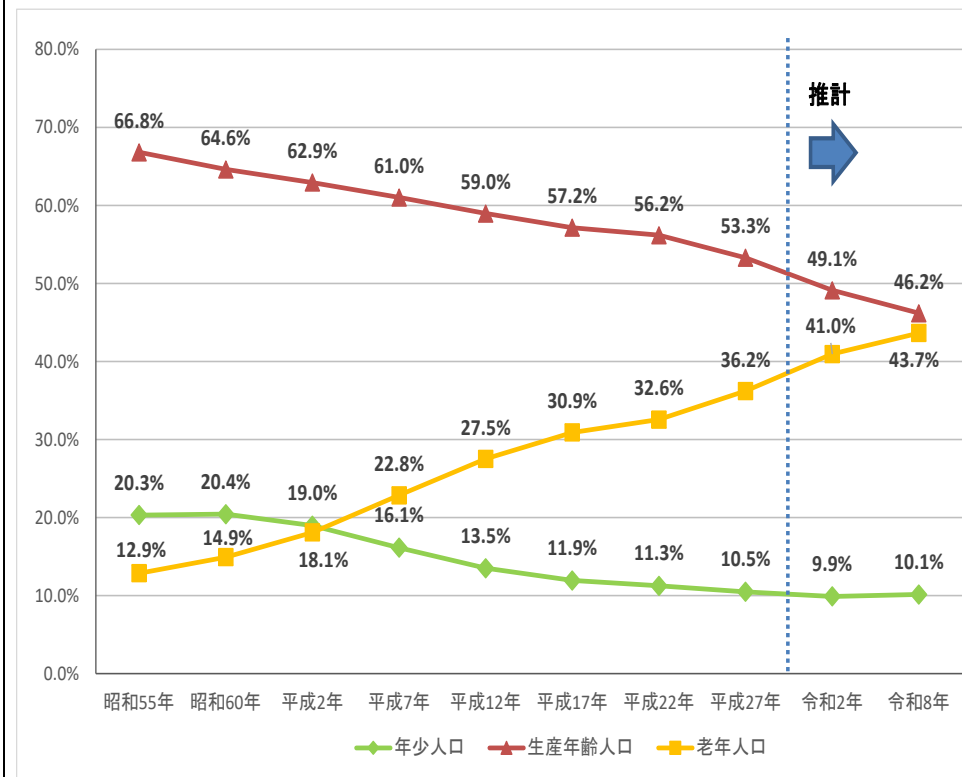
注1）人口において、平成2年（1990年）には4人、平成17年（2005年）には2人、平成22年（2010年）には43人、平成27年（2015年）には699人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

注2）令和2年（2020年）の年齢構成人口は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値（総人口）を基に推計しています。

6 ページに掲載

各年齢区分別人口の総人口に対する割合をみると、生産年齢人口と年少人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加する傾向が明確となり、栗原市の高齢化率は、令和8年（2026年）には43.7%になることが推測されます。

年齢構成(割合)



注) 令和2年（2020年）の年齢構成割合は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値（総人口）を基に推計しています。

2 基本構想

①基本理念

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を經由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらしてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市においても、恵まれた自然環境や歴史・文化を守り生かし、人口減少や少子高齢化、物価高騰、地域交通の確保、脱炭素やデジタル化の進展など、多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市民一人ひとりが安心して暮らし、学び、働き、支え合うことのできる持続可能な地域社会を築いていくことが求められます。

第3次総合計画では、これまでの総合計画まで位置付けてきた基本理念「市民が創る くらしたい栗原」を継承し、さらに、未来に向けた希望と挑戦の想いを込めて、新たに「あふれる笑顔 つなげる未来」を加え、

「市民が創る くらしたい栗原」

～ あふれる笑顔 つなげる未来 ～

を基本理念として掲げます。

②将来像

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち

美しく豊かな栗原の自然は、私たちが健康で文化的な生活を営むためのかけがえのない財産です。私たちには、この自然を守り次世代へ継承していく責務があります。

こうした自然との調和を基調に、中核機能地域の形成や居住環境の整備、脱炭素化の取り組みなど、快適で持続可能な生活基盤を築くとともに、心の豊かさを育み、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境を整え、市民生活の「質」を、より一層高めます。

多発する自然災害には、デジタル技術を活用した迅速な避難情報の発信や災害に強い基盤整備を進め、情報共有による自主防災の組織力強化を図り、安全で安心できるまちづくりを目指します。

2 基本構想

①将来像

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を經由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらしてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市において、恵まれた自然環境を生かし、国際的視野と情報を携えた、人間社会が築くべき環境と共生する理想的生活空間を創造するために、市政運営の理念として掲げた、

「市民が創る くらしたい栗原」

を前総合計画から継承し、市民が主体的になって地域づくりに取り組むこれまでのまちづくりをさらに進めるため、次のとおり市の将来像を提示します。

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち

美しく豊かな栗原の自然は、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠かすことのできないものであり、私たちには、この自然を守り次世代へ継承していく責務があります。貴重な財産である自然との共生と地域の個性や特色を形成する景観の保全を念頭に置いた社会資本整備を進め、市の中核機能地域の形成し、田園都市としての魅力を高め、都市等からの移住・定住を促進します。

また、心の豊かさを育み、市民の誰もが充実した生涯をおくるための学習機会の提供や、優れた文化・芸術等に触れる機会を提供するなど、市民生活の「質」を、より一層高める取り組みを推進します。

さらに、近年多発している大規模な自然災害から市民の生命や財産を守ることができるまちづくりを進めるとともに、自主防災組織の活動支援などにより地域の防災力の向上を図ります。

また、地域と連携した消防体制の充実を図り、より一層、安全で安心な生活環境の整備を目指します。

Ⅱ 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち

我が国では、かつて経験したことのない急速な人口減少と少子高齢化が進行しています。この状況に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産を希望する人への支援を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

こうした環境のもとで将来の栗原を担う子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を育みながら、確かな学力と豊かな心、健やかな身体を備え、変化の激しい時代を自ら切り開く力を育めるよう、地域ぐるみで支える教育を推進します。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち

人口減少と少子高齢化の進行とともに、生産年齢層の核家族世帯と高齢者世帯の増加など人口構成や生活環境が変化している中、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策がこれまでに以上に求められています。

健康づくりへの市民の自主的な取り組みを支えながら、互いに支え合う地域づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる社会を目指します。

こうした暮らしを支える基盤として、持続可能な地域医療提供体制を築き、市民が安心して暮らせる地域医療を守ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち

市内の産業が活力を持ち、市民が地域で働く場を確保できるよう、栗原の特色や利点を生かした産業振興に取り組みます。

基幹産業である農業では、担い手の確保・育成と生産基盤の強化を図り付加価値の高い栗原産品を生み出すことで、その魅力を広く発信します。

高速交通体系などの地の利を生かした企業誘致や創業・起業への支援を通じて産業の集積と高度化を図り、若者や女性にも選ばれる魅力ある就業環境を築きます。

こうした産業の活力を土台に、栗駒山麓ジオパークをはじめとする多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを進め、交流人口・関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげます。

東日本大震災に起因して発生した放射性物質への対応については、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質被害から市民生活の安全・安心を取り戻すため、市独自の放射線量測定や安全監視などを行い、市民の不安を解消し安心して生活できる環境の確保に努めます。

Ⅱ 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち

我が国においては、かつて経験したことのない急速な少子高齢化、人口減少が進行しています。こうした状況に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産を希望する人への支援を充実して子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境整備を推進します。

また、将来の栗原市を担う子どもたちのために、安全で安心して学べる教育環境を提供し、自然を楽しみながら、生まれ育った地域で学ぶことによって身につくふるさとに対する誇りと、豊富な知識と感性を育んでいく教育を、地域ぐるみで推進します。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち

少子化や高齢化の進行とともに、生産年齢層の核家族世帯と高齢者のみの世帯が増加している栗原市では、人口構成や生活環境の変化に対応した保健、医療、福祉が連携する総合的な施策の実施が必要となります。

健康づくりへの市民の自主的な取り組みを支援して、市民が互いに支え合う地域づくりを目指すとともに、市民の誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるよう地域全体で支える体制を構築します。

また、市立病院の機能維持に努めるとともに、地域医療を支える人材の確保と育成を図り、市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち

市内の産業が活力を持ち、市民が地域で働く場を確保するため、各種産業分野において、栗原市の特色や利点を活用した産業振興施策に取り組みます。特に、市の基幹産業である農業の振興については、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成と、生産基盤の強化を図る施策を推進します。

特色ある地場産品のブランド化や、栗原らしさを生かした販売力ある商品づくりに取り組むとともに、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援します。

また、高速交通体系などの地の利を生かした企業誘致を一層推進し、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進して、産業拠点の形成を目指します。

「交流」をテーマとした地域資源を再発見し活用する「田園観光都市（※注）」づくりに磨きをかけ、国内外から多くの人が訪れる賑わいがある地域づくりを目指します。

※注「田園観光都市」…田園地域の魅力＝「光」を「観^みせる」ことで交流を促し、活性化を目指すまちづくり。

V 市民がまちづくりを楽しめるまち

地域コミュニティの最小単位である班活動などの「近助」や自治会独自の活動への支援、公益団体との連携を深めながら、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを進めることで、誰もが生きがいを感じ、楽しんで参加できる持続可能な地域づくりを目指します。

デジタル技術を活用し、市民の声を市政に生かすための仕組みを充実させ、便利で市民に優しい行政サービスを提供します。

あわせて、限られた行政資源を効果的に活用し、持続可能な行政運営を進めることで、市民満足度の向上につなげます。

③基本方針と施策

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

方針1. 豊かな自然と調和した都市機能の充実を目指し、快適で利便性の高い生活環境を形成します

①自然と調和した栗原らしい都市機能の充実を目指します。

②生活基盤の充実を図り環境にやさしい、持続可能で安心して暮らせるまちを目指します。

③誰もが安心して移動できる、持続可能な公共交通環境の充実を図ります。

方針2. 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

①市民とともに文化芸術の多様な活動を広げていきます。

②生涯学習を身近に感じ、自由に学べる環境づくりを進めます。

③栗原が誇る歴史遺産と伝統文化を守り、その魅力を未来へつなげます。

方針3. 市民を守る安全・安心なまちづくりを推進します

①防災・減災対策に取り組み、「自助・近助・共助・公助」による災害に強い地域づくりを推進します。

②防犯や交通事故防止に関する市民意識の向上を図るとともに、その対策を推進します。

③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

V 市民がまちづくりを楽しめるまち

各地区の小さなコミュニティが、自主的に地域の課題解決に取り組めるよう自治会など、まちづくりに関わる多くの主体や人材の育成に努め、市民による市民のためのまちづくりへの取り組みを支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。

また、市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させるとともに、的確な市民ニーズの把握に努め、市民満足度を向上させる行政サービスを提供します。

②基本方針

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

1. 美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します

①自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します。

②地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します。

③豊かに暮らせる田園都市としての魅力を高め、人口流出抑制と都市等からの移住・定住を促進します。

2. 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

①市民による多様な文化芸術活動を支援します。

②市民が自主的に生涯学習を楽しめる環境づくりを推進します。

③栗原の歴史遺産や地域の伝統文化を守り、次代に継承します。

3. 安全・安心なまちづくりを推進します

①「自助・共助・公助」に「近助（※注）」を加え、防災・減災の取り組みを推進し、多発する大規模自然災害に強い地域づくりを目指します。

②防犯及び交通事故防止の視点に立った安全な地域づくりと、市民生活を脅かす多様化する問題に取り組めます。

③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

※注「近助」…「自助」と「共助」の間をつなぐ近隣住民同士の見守り、助け合いの精神。

Ⅱ 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

方針1. 安心して結婚・出産・子育てができる環境を目指します

- ①結婚・出産・子育てに至るまでの各ステージに応じた、切れ目のない体系的な支援の充実を図ります。
- ②保健・医療・教育・福祉の連携により、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ゆとりある子育て環境の実現に向けた、乳幼児期から学童期にわたる保育・育成機能の充実を図ります。

方針2. 次代を担うたくましい子どもを育成します

- ①夢の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、広い視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

方針3. 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる教育を推進します

- ①学校、家庭、地域や関係機関が連携し、ともに子どもを育てる教育を推進します。
- ②誰もが安心して学べる環境と相談体制の充実を図ります。
- ③命を守る防災教育と安全・安心な教育環境の充実を図ります。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

方針1. 誰もが健やかで心豊かに暮らすことができる環境をつくります

- ①すべての市民が元気に生活できるように、心身の健康づくりを推進します。
- ②誰もが自分らしく地域で暮らし、共に生きる社会の実現を目指します。
- ③ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動に接することで、健康づくりを推進します。

方針2. 高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、地域全体で支え合うまちを目指します

- ①高齢者の多様な社会参画の促進と、主体的な活動を支援します。
- ②日常的な健康づくりと地域ぐるみでの介護予防により、健康寿命の延伸を目指します。
- ③高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

方針3. 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります

- ①市立病院の持続可能な運営体制を構築します。
- ②市内外の医療機関との連携を密にし、地域医療の確保を図ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

方針1. 持続可能な農林業の育成と付加価値の高い栗原産品の創出に取り組みます

- ①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。
- ②効率的で安定した農林業経営の実現に向け、生産基盤の整備と農地や森林などの地域資

Ⅱ 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

1. 結婚・出産・子育てが安心してできる環境を目指します

- ①結婚・妊娠・出産を希望する人への支援の充実を図ります。
- ②子どもが心身共に健やかに成長するように、保健・医療・福祉の充実を図ります。
- ③地域ぐるみで子育てに取り組む体制を整え、ゆとりある子育て環境の充実を図ります。

2. 次代を担うたくましい子どもを育成します

- ①夢や志の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、国際的視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

3. 人とつながり、支え合い、互いに高め合う子どもを育てる環境を目指します

- ①学校・家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。
- ②配慮が必要な子どもへの支援と、教育相談体制の充実を図ります。
- ③安全で安心して学べる教育環境の充実を図ります。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

1. 誰もが健康で安心して暮らせる環境をつくります

- ①すべての市民が元気に活動できるように、健康増進の施策を推進します。
- ②障がい者の社会参加の促進と自立した生活を支援します。
- ③市民の健康保持と体力向上を図るため、市民が自主的に行うスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

2. 高齢者が生きがいを持ち、互いに支え合うまちを目指します

- ①高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。
- ②健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- ③地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

3. 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります

- ①市立病院の機能維持に努めます。
- ②地域医療を支える人材の確保と育成に努めます。
- ③地域の医療機関との連携を密にし、地域医療を守ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

1. 持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組みます

- ①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。
- ②効率的で安定的な農林業の実現に向け、生産基盤等の強化を図ります。

源の維持・強化を図ります。

③生産から加工、販売に至る6次産業化及び付加価値の高い栗原産品の創出や、情報発信・販路拡大を支援し、栗原ファンの拡大を目指します。

④放射線量等の測定・監視・結果の公表を継続し、生活環境の安全・安心を確保しながら、汚染廃棄物の着実な処理、農林畜産物の安全確保、風評被害の払拭による流通・消費の拡大を図ります。

方針2. 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します

①立地環境を生かした企業誘致を進め、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。

②市内での創業・起業を支援し、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。

③空き店舗を活用した新規出店や、買い物支援など、新たな事業展開を目指す事業者等による、賑わいのある地域・商店街づくりを支援します。

方針3. 地域資源を生かした観光戦略を構築し、市の魅力を発信して交流を促進します

①観光推進体制づくりに取り組み、効果的なマーケティングの実施により、新たな観光戦略を推進します。

②多様な地域資源を活かした「田園観光都市」づくりを発展させ、国内外からの交流人口・関係人口の拡大を図り、栗原の魅力を生かした移住・定住の促進につなげます。

③栗駒山麓ジオパークの優れた地質遺産を良好な状態で保全・継承し、交流人口拡大のためその価値を国内外へ発信し、観光資源として活用を図ります。

V 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針1. 人と人とのつながりを大切にしたい地域づくりを推進します

①将来にわたり持続可能な地域コミュニティの構築・活性化につながる活動を支援します。

②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。

③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

方針2. 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します

①公益活動を行う団体などと連携を深め、市民が生きがいを感じ主体的に参画できる協働のまちづくりを推進します。

②多様な生き方を尊重し、社会や地域で誰もが自分らしく参加できるまちづくりを推進します。

方針3. 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います

①行政手続きのデジタル化を推進し、誰もが利便性を実感できる行政サービスを提供します。

②市民の声を市政に反映させるため、多様な参画機会の充実を図ります。

③徹底したコスト削減を行い、持続可能な行財政運営に取り組みます。

③意欲のある生産者に対し、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援するとともに、広く認められる栗原ブランドの確立を目指します。

2. 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します

①優れた高速交通体系など、地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。

②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。

③空き店舗の活用促進など、新たな事業展開や新規参入を目指す事業者等による、賑わいのある商店街づくりを支援します。

3. 地域資源を生かした広域観光戦略を構築し、栗原市を発信します

①観光推進体制づくりに取り組みとともに、効果的なマーケティングの実施により、観光戦略を推進します。

②多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを発展させ、栗駒山麓ジオパーク（*注）などを活用し、交流人口の拡大を目指します。

③市民の「おもてなし意識」を高めながら、自然環境の豊かさや歴史・文化を共有できる国内・国際交流の推進と、インバウンド（*注）の誘客促進に取り組みます。

*注「栗駒山麓ジオパーク」…平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震で被災した栗駒山麓崩壊群の地形・景観などを防災教育、学術研究、観光に活用し持続可能な地域づくりを進めるため、市全域をエリアとしたジオパークとして、平成27年（2015年）9月に日本ジオパークに認定された。

令和3年（2021年）6月現在、国内43の地域が日本ジオパークに認定されており、そのうち、9地域がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の定める理念に基づいて、世界ジオパークにも認定されている。

*注「インバウンド」…海外から日本を訪れる観光客。

V 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

1. 小さなコミュニティを大切にしたい地域づくりを推進します

①「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援します。

②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。

③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

2. 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します

①自治会などによる自主的な市民活動を支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。

②公益活動を行う団体などの育成に努め、協働のまちづくりを進めます。

③男女が互いに尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことを推進します。

3. 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います

①多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政サービスを提供します。

②市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させます。

③徹底したコスト削減を行い、効率的で安定した行財政運営に取り組みます。

④土地利用構想

1. 土地利用構想の基本政策

限られた資源である土地は、人が文化的生活を営むための基礎であり、地域の発展や生活と深い関わりをもつものです。

したがって、土地利用は、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

将来像の実現に向けて、多くの人が集い、やすらぎ、活発な産業活動が展開され、地域の活力が持続的に高まっていく土地利用を目指します。

2. 土地利用構想の施策

〔1〕豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用

国定公園に指定されている栗駒山、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然は、公益的な機能を持つ貴重な財産です。また、栗駒山の山頂から伊豆沼・内沼などを含む平野部までの広いエリアが「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。市民生活をより豊かにするために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進します。

〔2〕農業振興と田園風景の保全

農地は、食料供給の大切な空間であるとともに、洪水防止などの多面的機能を有し、緑豊かな田園風景を形成する重要な要素の一つです。この景観保全に十分に配慮しながら、基幹産業である農業の、より一層の生産基盤強化を図るために、優良な農地を確保・整備していきます。

〔3〕商工業の振興に向けた基盤整備

消費者ニーズの多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境を整備するとともに、(仮称)栗原インターチェンジ周辺の新たな土地利用も視野に入れ、高速交通網の優位性を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

〔4〕田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を、中核機能地域として位置付け、将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を講じます。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。

〔5〕災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。

③土地利用構想

1. 土地利用構想の基本政策

限られた資源である土地は、人が文化的生活を営むための基礎であり、地域の発展や生活と深い関わりをもつものです。

したがって、土地利用は、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

将来像の実現に向けて、多くの人が集い、やすらぎ、活発な産業活動が展開され、地域の活力が持続的に高まっていく土地利用を目指します。

2. 土地利用構想の施策

〔1〕豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用

国定公園に指定されている栗駒山、ラムサール条約（*注）湿地の伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然は、公益的な機能を持つ貴重な財産です。また、栗駒山の山頂から伊豆沼・内沼などを含む平野部までの広いエリアが「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。市民生活をより豊かにするために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進します。

*注「ラムサール条約」…特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約で、昭和46年（1971年）2月2日、イランのラムサールで作成された。

〔2〕農業振興と田園風景の保全

農地は、食料供給の大切な空間であるとともに、洪水防止などの多面的機能を有し、緑豊かな田園風景を形成する重要な要素の一つです。この景観保全に十分に配慮しながら、基幹産業である農業の、より一層の生産基盤強化を図るために、優良な農地を確保・整備していきます。

〔3〕商工業の振興に向けた基盤整備

消費者ニーズの多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境を整備するとともに、市内の有利な高速交通網と築館インター工業団地及び若柳金成インター工業団地の2つの工業団地を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

〔4〕田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を、新たに中核機能地域として位置付け、将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を講じます。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。

〔5〕災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。

第3次栗原市総合計画

基本構想

(案)

宮城県栗原市

目次

計画策定の指針.....	1
1 計画策定の意義	1
2 計画の位置付け	1
序論.....	3
1 策定趣旨	3
2 計画の構成と期間.....	5
3 人口の将来予測	6
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	8
基本構想.....	9
1 基本理念	9
2 将来像	10
3 基本方針と施策	12
4 土地利用構想	15

計画策定の指針

1 計画策定の意義

本市では、平成29年度（2017年度）から第2次栗原市総合計画をスタートし、令和8年度（2026年度）を目標年次として、市政運営の理念として掲げた「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向かって、着実に歩みを進めてきました。

この間、自然災害の激甚化、人々の生活様式の変化等、社会・経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や長引く物価高騰、自治体DXの推進などへの迅速な対応が求められるなど、課題が多様化・複雑化してきました。

こうした大きな時代の転換期において、本市は、市民の皆様と共に歩んでいくための新たな指針として、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までを計画期間とする「第3次栗原市総合計画」を策定します。

私たちは、豊かな自然と伝統を守りながら、新しい時代の風を柔軟に取り入れ、次世代に希望ある栗原をつなぐための確かな一歩を、ここから踏み出します。

2 計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民や団体などのまちづくり活動に対する指針となることから、次のように位置付けられます。

①まちづくりの最上位計画

総合計画は、栗原市過疎地域持続的発展計画、栗原市国土利用計画、その他各種個別計画の指針となり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画とします。したがって、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について、総合計画を基本とします。

②計画的・効率的行政運営

総合計画は、まちづくりの総合分野を包括するものであり、長期的展望に立った計画的、効率的行政運営の指針を示す計画とします。

人口減少や厳しい経済情勢の中、より効率的な行政運営が求められており、施設などハード面のみならず、実施する事業や施設の運営方法などソフト面についても十分考慮した計画とします。

③市民・民間活動との連携

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、総合計画は行政

運営のみならず、市民や団体など民間活動の指針として、まちづくりへの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援などを行う計画とします。

④特色ある栗原市の取り組み

少子高齢化、人口流出対策として、子育て支援策や地方創生の取り組みなど、市民が“栗原市を誇れるまちづくり”に努める計画とします。

⑤地方創生の位置付け

総合計画は、人口減少社会における市政運営の基本的な指針であり、引き続き地方創生の取り組みと一体的に推進していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「地方創生法」という。）第10条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けます。なお、本市の地方創生の理念や取組方針は、基本計画の重点に位置付けます。

序論

1 策定趣旨

市民の知恵と力を結集し、将来につながる夢を描きます。

栗原市は、平成17年（2005年）4月1日に誕生しました。

平成19年（2007年）3月に新しいまちづくりの指針となる『栗原市総合計画』（計画期間：平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度））、さらに、平成29年（2017年）2月には『第2次栗原市総合計画』（計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））を策定し、魅力ある栗原市を目指して、市独自の各種施策に取り組んできました。

この間に、「平成20年岩手・宮城内陸地震」、「東日本大震災」をはじめとするたび重なる大規模自然災害に見舞われながらも、市民と行政、そして関係機関が一丸となって乗り越え、さらなる発展に向かって歩みを進めてきました。

市がさらに発展し存続していくためには、栗原市の将来を見据え、市民が知恵と力を結集し、主体となって地域づくりに取り組むことが重要です。

第3次総合計画は、市民の自主的な活動を行政が的確に支援するこれまでの取り組みを継承し、将来につながる夢を描きます。

社会変動に揺るがない安定した市民生活の維持を目指します。

我が国は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入し、さらに、首都圏と地方の格差が拡大する中、公共施設や社会基盤の老朽化、多発する大規模な自然災害への対策など、かつてない社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に適応していく重要性が高まっています。

こうした中で、栗原市が、将来にわたって持続可能な都市となるためには、これまで築き上げてきた行財政基盤をさらに強化し、市民との密接な協働によるまちづくりの取り組みを、今後も継続的に推進していくことで、多様な世代の市民が互いにつながりながら、大切な自然環境と共生し安定した暮らしを続けられるまちづくりを進める必要があります。

恵まれた自然環境を生かして、都市等からの移住・定住を促進しながら、すべての市民の、生活の質的向上を目指します。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、リモートワークの普及などを背景として地方移住への関心が高まりましたが、感染の収束とともに、若い世代の都市部への流出が再び加速する傾向がみられます。こうした中、国は「地方創生２．０基本構想」において、①「強い」経済、②「豊かな」生活環境、③「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指しています。

このような状況を踏まえ、栗原市が地方定住を志向する人々に選ばれるよう、豊かな自然環境を生かし、子どもから高齢者まで、すべての市民が充実した人生をおくることができる生活環境のもと、市民生活の「質」を高めるまちづくりを目指します。

これら３つの視点のもと、第３次総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。
それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

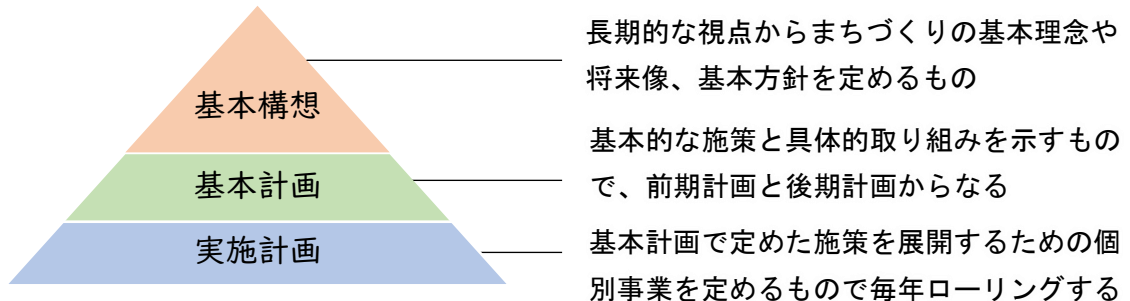
長期的な視点から、まちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像を実現するための基本方針を定めるもので、令和9年度（2027年度）を始期とし、令和18年度（2036年度）を目標年次とします。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を定める計画とし、施策ごとの取り組みを具体的に示すもので、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間を前期基本計画、令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）までの5年間を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を展開するための個別の具体的事業を定めるもので、計画期間は社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、各年度の予算編成と連動した2年間とし、毎年度ローリング方式による見直しを行います。



年度	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16	令和 17	令和 18
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	2年間	毎年ローリング				2年間				
		2年間					2年間			
			2年間					2年間		
				2年間					2年間	
					2年間					2年間
					最終年は1年間					最終年は1年間

3 人口の将来予測

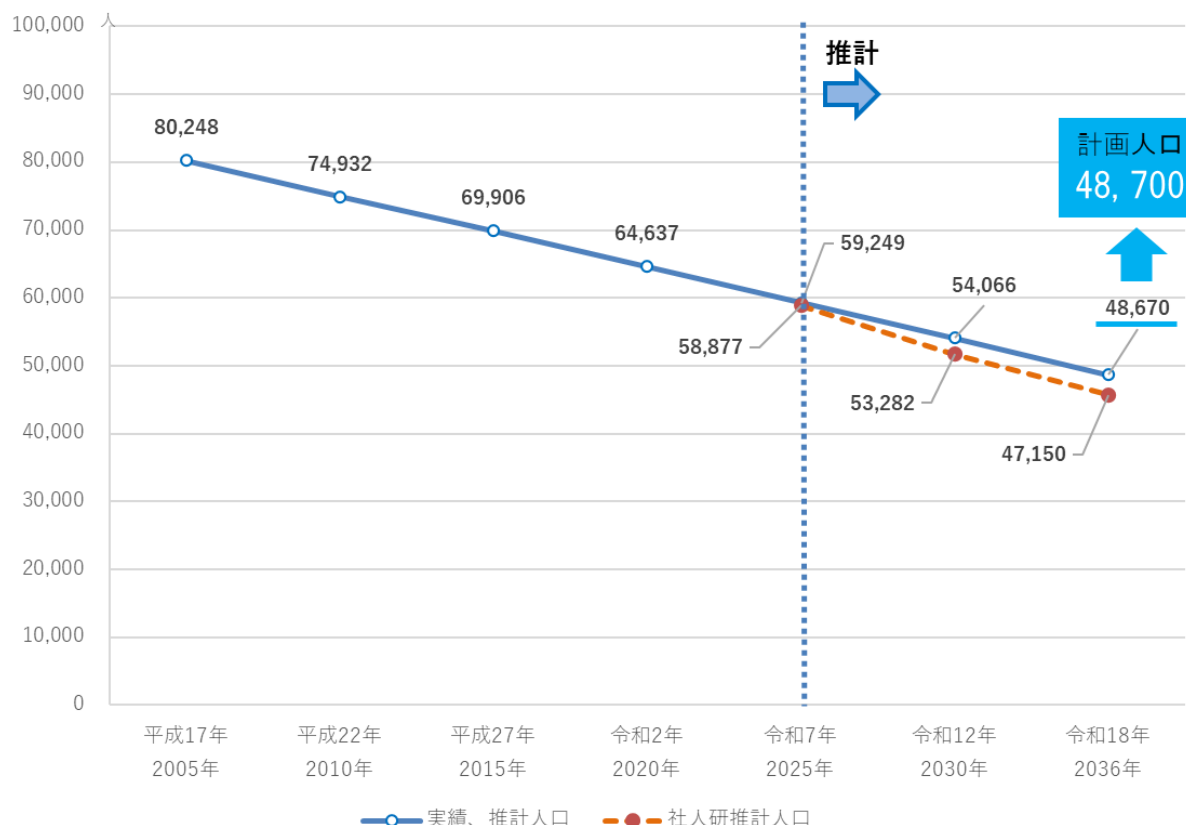
令和18年(2036年)における栗原市の計画人口 → **48,700人**

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（令和6年（2024年）6月）によると、栗原市の総人口は、令和7年（2025年）には58,877人、令和12年（2030年）には53,282人、令和32年（2050年）には33,930人になると見込まれ、今後25年間で4割程度減少するとされています。

第3次総合計画の策定に当たり、現行人口ビジョンの時点更新を踏まえた将来推計人口の検証を行いました。本市では、人口減少社会の中にあっても、移住・定住促進施策などの取り組みにより社会減が緩やかとなり、その結果、令和7年（2025年）9月末の住民基本台帳人口は、第2次総合計画後期計画策定時の社人研推計を899人上回る水準となっております。

社人研の推計手法による令和18年（2036年）の推計人口は47,150人ですが、第3次総合計画の計画期間においては、引続き、子育て支援の充実、雇用機会の創出など若年層の移住・定住促進施策の取り組みを積極的に推進しながら、くりこま高原駅前などのまちづくりによる住環境の整備を見込み、令和18年（2036年）の推計人口を48,670人と見込み、計画人口としては48,700人と設定します。

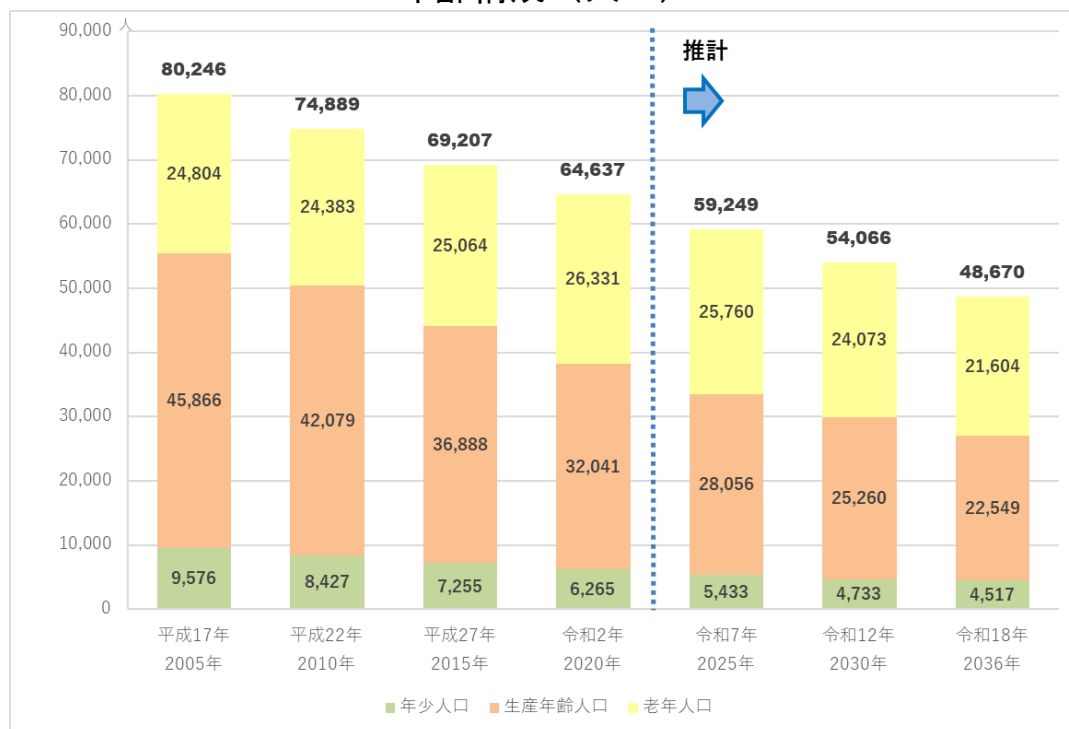
総人口の推移と計画人口



■年齢構成

令和18年（2036年）における栗原市の計画人口を48,700人と設定すると、その年齢構成は、年少人口（15歳未満）が約4,500人に、生産年齢人口（15～64歳）は約22,600人になり、老年人口（65歳以上）が約21,600人になると推測されます。

年齢構成（人口）

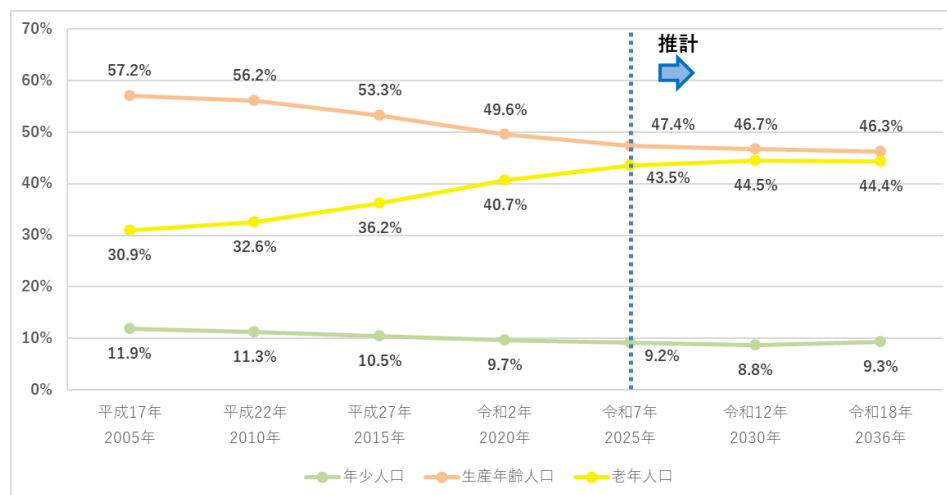


注）人口において、平成17年（2005年）には2人、平成22年（2010年）には43人、平成27年（2015年）には699人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

各年齢区分別人口の総人口に対する割合の推移をみると、生産年齢人口と年少人口の割合が減少していく一方、老年人口割合が増加する傾向が顕著となります。

栗原市の高齢化率は、令和18年（2036年）には44.4%になることが推測されます。

年齢構成（割合）



4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、令和12年（2030年）を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール（目標）とそれを実現するための169のターゲット（具体目標）から構成される「世界共通の目標」です。

第3次総合計画に掲げる市政運営の基本理念「市民が創る くらしたい栗原」は、SDGsの考え方と合致していることから、本計画にSDGsの多様な目標を採り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取り組みを市民と共に推進します。



- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

基本構想

1 基本理念

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を経由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらしてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市においても、恵まれた自然環境や歴史・文化を守り生かし、人口減少や少子高齢化、物価高騰、地域交通の確保、脱炭素やデジタル化の進展など、多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市民一人ひとりが安心して暮らし、学び、働き、支え合うことのできる持続可能な地域社会を築いていくことが求められます。

第3次総合計画では、これまでの総合計画まで位置付けてきた基本理念「市民が創る くらしたい栗原」を継承し、さらに、未来に向けた希望と挑戦の想いを込めて、新たに「あふれる笑顔 つなげる未来」を加え、

「市民が創る くらしたい栗原」
～ あふれる笑顔 つなげる未来 ～

を基本理念として掲げます。

2 将来像

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち

美しく豊かな栗原の自然は、私たちが健康で文化的な生活を営むための、かけがえのない財産です。私たちには、この自然を守り次世代へ継承していく責務があります。

こうした自然との調和を基調に、中核機能地域の形成や居住環境の整備、脱炭素化の取り組みなど、快適で持続可能な生活基盤を築くとともに、心の豊かさを育み、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境を整え、市民生活の「質」を、より一層高めます。

多発する自然災害には、デジタル技術を活用した迅速な避難情報の発信や災害に強い基盤整備を進め、情報共有による自主防災の組織力強化を図り、安全で安心できるまちづくりを目指します。

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち

我が国では、かつて経験したことのない急速な人口減少と少子高齢化が進行しています。この状況に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産を希望する人への支援を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

こうした環境のもとで将来の栗原を担う子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を育みながら、確かな学力と豊かな心、健やかな身体を備え、変化の激しい時代を自ら切り開く力を育めるよう、地域ぐるみで支える教育を推進します。

III 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち

人口減少と少子高齢化の進行とともに、生産年齢層の核家族世帯と高齢者世帯の増加など人口構成や生活環境が変化している中、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策がこれまで以上に求められています。

健康づくりへの市民の自主的な取り組みを支えながら、互いに支え合う地域づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる社会を目指します。

こうした暮らしを支える基盤として、持続可能な地域医療提供体制を築き、市民が安心して暮らせる地域医療を守ります。

IV 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち

市内の産業が活力を持ち、市民が地域で働く場を確保できるよう、栗原の特色や利点を生かした産業振興に取り組みます。

基幹産業である農業では、担い手の確保・育成と生産基盤の強化を図り付加価値の高い栗原産品を生み出すことで、その魅力を広く発信します。

高速交通体系などの地の利を生かした企業誘致や創業・起業への支援を通じて産業の集積と高度化を図り、若者や女性にも選ばれる魅力ある就業環境を築きます。

こうした産業の活力を土台に、栗駒山麓ジオパークをはじめとする多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを進め、交流人口・関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげます。

東日本大震災に起因して発生した放射性物質への対応については、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質被害から市民生活の安全・安心を取り戻すため、市独自の放射線量測定や安全監視などを行い、市民の不安を解消し安心して生活できる環境の確保に努めます。

V 市民がまちづくりを楽しめるまち

地域コミュニティの最小単位である班活動などの「近助」や自治会独自の活動への支援、公益団体との連携を深めながら、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを進めることで、誰もが生きがいを感じ、楽しんで参加できる持続可能な地域づくりを目指します。

デジタル技術を活用し、市民の声を市政に生かすための仕組みを充実させ、便利で市民に優しい行政サービスを提供します。

あわせて、限られた行政資源を効果的に活用し、持続可能な行財政運営を進めることで、市民満足度の向上につなげます。

3 基本方針と施策

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

方針1 豊かな自然と調和した都市機能の充実を目指し、快適で利便性の高い生活環境を形成します

- ①自然と調和した栗原らしい都市機能の充実を目指します。
- ②生活基盤の充実を図り環境にやさしい、持続可能で安心して暮らせるまちを目指します。
- ③誰もが安心して移動できる、持続可能な公共交通環境の充実を図ります。

方針2 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

- ①市民とともに文化芸術の多様な活動を広げていきます。
- ②生涯学習を身近に感じ、自由に学べる環境づくりを進めます。
- ③栗原が誇る歴史遺産と伝統文化を守り、その魅力を未来へつなげます。

方針3 市民を守る安全・安心なまちづくりを推進します

- ①防災・減災対策に取り組み、「自助・近助・共助・公助」による災害に強い地域づくりを推進します。
- ②防犯や交通事故防止に関する市民意識の向上を図るとともに、その対策を推進します。
- ③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

方針1 安心して結婚・出産・子育てができる環境を目指します

- ①結婚・出産・子育てに至るまでの各ステージに応じた、切れ目のない一体的な支援の充実を図ります。
- ②保健・医療・教育・福祉の連携により、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ゆとりある子育て環境の実現に向けた、乳幼児期から学童期にわたる保育・育成機能の充実を図ります。

方針2 次代を担うたくましい子どもを育成します

- ①夢の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、広い視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

方針3 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる教育を推進します

- ①学校、家庭、地域や関係機関が連携し、ともに子どもを育てる教育を推進

- します。
- ②誰もが安心して学べる環境と相談体制の充実を図ります。
 - ③命を守る防災教育と安全・安心な教育環境の充実を図ります。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

方針1 誰もが健やかで心豊かに暮らすことができる環境をつくります

- ①すべての市民が元気に生活できるように、心身の健康づくりを推進します。
- ②誰もが自分らしく地域で暮らし、共に生きる社会の実現を目指します。
- ③ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動に接することで、健康づくりを推進します。

方針2 高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、地域全体で支え合うまちを目指します

- ①高齢者の多様な社会参画の促進と、主体的な活動を支援します。
- ②日常的な健康づくりと地域ぐるみでの介護予防により、健康寿命の延伸を目指します。
- ③高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

方針3 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります

- ①市立病院の持続可能な運営体制を構築します。
- ②市内外の医療機関との連携を密にし、地域医療の確保を図ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

方針1 持続可能な農林業の育成と付加価値の高い栗原産品の創出に取り組みます

- ①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。
- ②効率的で安定した農林業経営の実現に向け、生産基盤の整備と農地や森林などの地域資源の維持・強化を図ります。
- ③生産から加工、販売に至る6次産業化及び付加価値の高い栗原産品の創出や、情報発信・販路拡大を支援し、栗原ファンの拡大を目指します。
- ④放射線量等の測定・監視・結果の公表を継続し、生活環境の安全・安心を確保しながら、汚染廃棄物の着実な処理、農林畜産物の安全確保、風評被害の払拭による流通・消費の拡大を図ります。

方針2 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します

- ①立地環境を生かした企業誘致を進め、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。
- ②市内での創業・起業を支援し、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。
- ③空き店舗を活用した新規出店や、買い物支援など、新たな事業展開を目指

す商業者等による、賑わいのある地域・商店街づくりを支援します。

方針3 地域資源を生かした観光戦略を構築し、市の魅力を発信して交流を促進します

- ①観光推進体制づくりに取り組み、効果的なマーケティングの実施により、新たな観光戦略を推進します。
- ②多様な地域資源を活かした「田園観光都市」づくりを発展させ、国内外からの交流人口・関係人口の拡大を図り、栗原の魅力を生かした移住・定住の促進につなげます。
- ③栗駒山麓ジオパークの優れた地質遺産を良好な状態で保全・継承し、交流人口拡大のためその価値を国内外へ発信し、観光資源として活用を図ります。

V 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針1 人と人のつながりを大切にした地域づくりを推進します

- ①将来にわたり持続可能な地域コミュニティの構築・活性化につながる活動を支援します。
- ②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。
- ③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

方針2 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します

- ①公益活動を行う団体などと連携を深め、市民が生きがいを感じ主体的に参画できる協働のまちづくりを推進します。
- ②多様な生き方を尊重し、社会や地域で誰もが自分らしく参加できるまちづくりを推進します。

方針3 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います

- ①行政手続きのデジタル化を推進し、誰もが利便性を実感できる行政サービスを提供します。
- ②市民の声を市政に反映させるため、多様な参画機会の充実を図ります。
- ③徹底したコスト削減を行い、持続可能な行財政運営に取り組みます。

4 土地利用構想

1. 土地利用構想の基本政策

限られた資源である土地は、人が文化的生活を営むための基礎であり、地域の発展や生活と深い関わりをもつものです。

したがって、土地利用は、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

将来像の実現に向けて、多くの人が集い、やすらぎ、活発な産業活動が展開され、地域の活力が持続的に高まっていく土地利用を目指します。

2. 土地利用構想の施策

(1) 豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用

国定公園に指定されている栗駒山、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然は、公益的な機能を持つ貴重な財産です。また、栗駒山の山頂から伊豆沼・内沼などを含む平野部までの広いエリアが「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。市民生活をより豊かにするために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進します。

(2) 農業振興と田園風景の保全

農地は、食料供給の大切な空間であるとともに、洪水防止などの多面的機能を有し、緑豊かな田園風景を形成する重要な要素の一つです。この景観保全に十分に配慮しながら、基幹産業である農業の、より一層の生産基盤強化を図るために、優良な農地を確保・整備していきます。

(3) 商工業の振興に向けた基盤整備

消費者ニーズの多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境を整備するとともに、(仮称)栗原インターチェンジ周辺の新たな土地利用も視野に入れ、高速交通網の優位性を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

(4) 田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を、中核機能地域として位置付け、将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を講じます。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。

（５）災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。